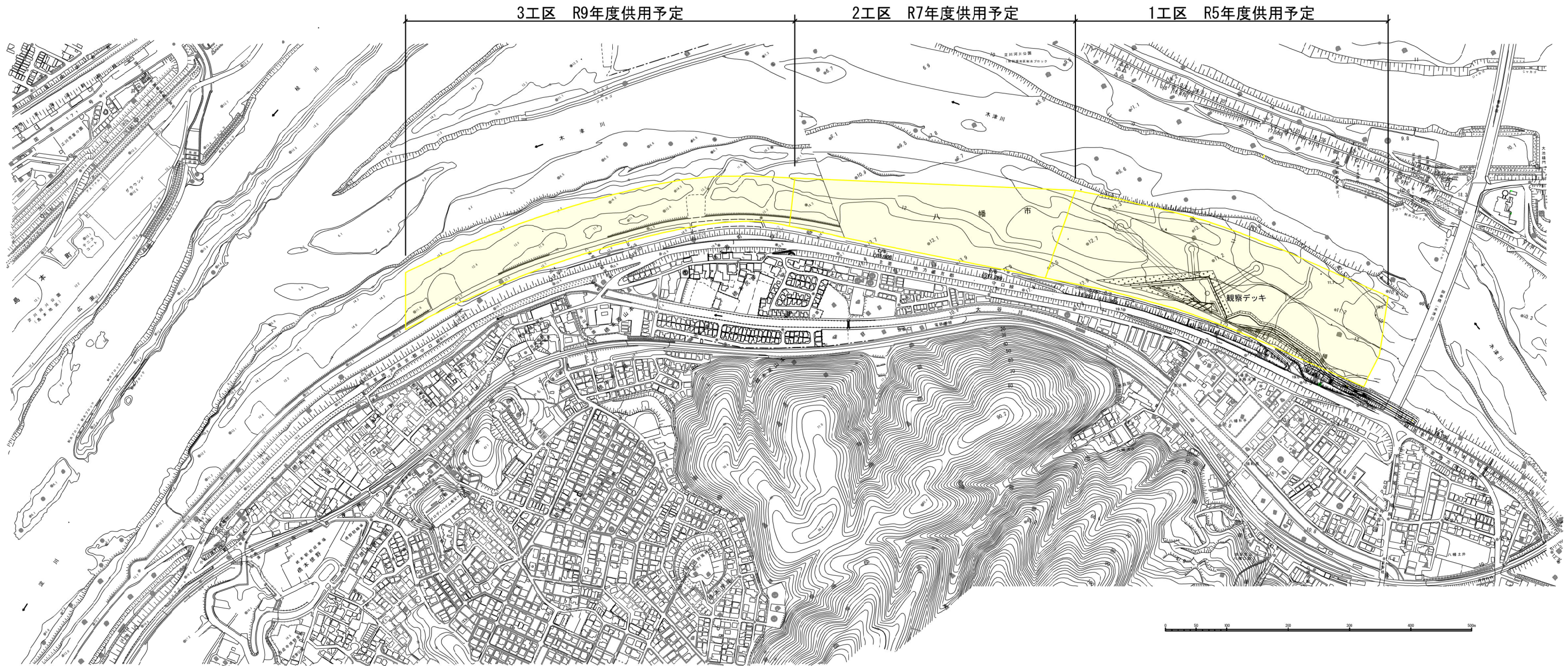




公園平面図



凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

※供用区域と同じ

41. 御幸橋野草地区

国土交通本省委託契約取扱要領

平成13年4月2日

国官会第293号

改正	平成17年6月 2日	国官会第321-2号
改正	平成17年9月 1日	国官会第823号
改正	平成20年8月 1日	国官会第836-2号
改正	平成20年9月17日	国官会第984号
改正	平成22年3月23日	国官会第2117号
改正	平成23年3月31日	国官会第2994号
改正	平成24年3月30日	国官会第3383号
改正	平成25年3月25日	国官会第3677号
改正	平成26年3月28日	国官会第3395号
改正	平成27年3月31日	国官会第4049号
改正	平成28年3月29日	国官会第4244号
改正	平成29年3月28日	国官会第4410-2号
改正	平成31年3月25日	国官会第23757号
改正	令和 元年6月 7日	国官会第612号
改正	令和 2年3月25日	国官会第28585号
改正	令和2年12月23日	国官会第19817号
改正	令和3年 3月19日	国官会第25477号

(通則)

第1 国土交通本省の所掌業務を委託契約を締結して国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもの並びに各委託事業に係る委託契約書又は委託費の取扱いに関する要領等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(委託業務実施要領)

第2 支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。）は、業務委託をしようとするときは、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）を、委託しようとする者に送付するものとする。

- 一 名称
- 二 委託料の限度額
- 三 業務の目的及び内容
- 四 業務の実施場所
- 五 業務の実施期間
- 六 その他必要な事項（成果物の仕様）

(委託料の算定)

第3 担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

(実施計画書等の提出)

第4 担当官は、第2により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者(以下「受託者」という。)から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同様とする。

- 一 実施計画書(別記様式第1)
- 二 四半期別必要経費内訳書(別記様式第2)
- 三 承諾書
- 四 実施体制書(別記様式第3)
- 五 その他担当官が必要とする書類

(契約の締結)

第5 担当官は、受託者から第4に掲げる書類を受理し、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

2 委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜条項を変更することができる。

(再委託等)

第6 受託者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託(変更等)承諾申請書(別記様式第4)を委託者に提出し、承諾を得なければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

2 前項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行体制に関する書面(別記様式第5)を委託者に提出しなければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

(報告書等の提出)

第7 担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書(正副2通)を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 完了報告書(別記様式第6)
- 二 精算報告書(別記様式第7)
- 三 委託費経費内訳報告書(別記様式第8)
- 四 残存物件報告書(別記様式第9)

2 担当官は、受託者が第8第3項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書(正副2通)を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 補正完了報告書(別記様式第6に準ずる様式)
- 二 精算報告書
- 三 残存物件報告書

(検査等)

- 第8 担当官は、第7第1項の成果物及び完了報告書等を受理したときは、自ら又は国土交通本省会計事務取扱細則（以下「細則」という。）第33条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。
- 2 前項により検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の検査の結果不合格と認められたときは、細則第34条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して担当官に提出するものとする。
- 一 不合格である旨
 - 二 不合格と認めた理由
 - 三 その措置についての意見
- 3 担当官は、第1項の検査の結果不合格と認められたとき、又は前項の検査調書を受理したときは、受託者に対し補正を命ずるものとする。
- 4 第1項の規定は、第7第2項の成果物及び補正完了報告書等を受理した場合に準用する。
- 5 検査職員は、第1項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認められたときは、細則第34条により検査調書を担当官に提出するものとする。

(担当職員の任命等)

- 第9 担当官は、必要があると認められたときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。
- 一 委託業務の処理状況についての調査
 - 二 委託料の経理状況についての監査
 - 三 その他委託業務についての必要な指示

(概算払)

- 第10 担当官は、必要があると認められたときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

(委託費の精算)

- 第11 担当官は、受託者から第7の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認められたときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

(請求書の受理)

- 第12 担当官は、受託者から官署支出官官職宛での請求書を受理するものとし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月2日から適用する。

附則（平成17年6月 2日国官会第321-2号）

1. この要領は、平成17年6月2日から適用する。

附則（平成17年9月 1日国官会第823号）

1. この要領は、平成17年9月1日から適用する。

附則（平成20年8月 1日国官会第836-2号）

1. この要領は、平成20年8月1日から適用する。

附則（平成20年9月17日国官会第984号）

1. この要領は、平成20年10月1日以降に入札手続を開始する契約について適用する。

附則（平成22年3月23日国官会第2117号）

1. この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成23年3月31日国官会第2994号）

1. この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附則（平成24年3月30日国官会第3383号）

1. この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成25年3月25日国官会第3677号）

1. この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附則（平成26年3月28日国官会第3395号）

1. この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則（平成27年3月31日国官会第4049号）

1. この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附則（平成28年3月29日国官会第4244号）

1. この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附則（平成29年3月28日国官会第4410-2号）

1. この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附則（平成31年3月25日国官会第23757号）

1. この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則（令和元年6月7日国官会第612号）

1. この要領は、令和元年6月7日から適用する。

附則（令和2年3月25日国官会第28585号）

1. この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附則（令和2年12月23日国官会第19817号）

1. この要領は、令和3年1月1日から適用する。

附則（令和3年3月19日国官会第25477号）

1. この要領は、令和3年4月1日から適用する。

実 施 計 画 書

(受託の名称) _____

(単位:千円)

受託の内容	実施期間	経費積算内訳	成果物	摘要

(備 考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4縦とする。
2. 必要に応じ適宜項を加除して使用すること。
3. 受託の内容は、調査項目毎に区分すること。
4. 経費積算内訳は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費に区分し、庁費にあつては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じ適宜加除して計上すること。
5. 変更にあつては、変更前の部分を上段に()書きし、変更後を下段に記載すること。
6. 業務委託の処理を第三者に委託する必要があるときは、摘要欄にその事務の内容及び委託先等必要な事項を記載すること。

四 半 期 別 必 要 経 費 内 訳 書

(受託の名称) _____

(単位:千円)

四半期別 経費区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	摘 要

- (備 考) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4横とする。
2. 経費区分は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費の区分により記載すること。なお、区分は必要に応じ適宜加除して記載すること。
3. 変更にあたっては、変更前の部分を上段に()書きし、変更後を下段に記載すること。

実施体制書

(受託の名称)

再委託先等の名称等

名称		代表者名	
所在地			
電話番号			
再委託を予定する業務内容			
再委託の必要性			
契約予定金額			
備考			

名称		代表者名	
所在地			
電話番号			
再委託を予定する業務内容			
再委託の必要性			
契約予定金額			
備考			

名称		代表者名	
所在地			
電話番号			
再委託を予定する業務内容			
再委託の必要性			
契約予定金額			
備考			

(注)再々委託の場合にはその旨を備考欄に記載すること。

(備考)

本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが次の項目は必須事項とする。

- ①相手方の名称及び代表者名
- ②所在地
- ③再委託を予定する業務内容及び必要性
- ④契約予定契約

再委託(変更等)承諾申請書

年 月 日

支出負担行為担当官

国土交通省 ○ ○ ○ ○ 殿

受託者 住 所
氏 名

年 月 日付けの「_____業務契約」(契約金額 ¥ ◆◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆円、
税込み)に関して、下記の通り申請するので、手続き方お願いします。

記

- 1. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務及びその範囲(具体的に記載すること)
- 2. 再委託の(変更等)承諾を申請する必要性(具体的に記載すること)
- 3. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約(予定)金額(総計)
- 4. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約金額の根拠
 - ・ 業務の再委託に際し、当該業務の履行(予定)者から、入札書・見積書を徴収した結果(この場合、その「写し」を添付)
 - ・ 継続的な履行関係が存在する(この場合、その証明書(契約書、協定書)の「写し」を添付)
- 5. その他特記事項

年 月 日

受託者氏名 _____ 殿

年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。なお、承諾内容等に変更等を生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 受託者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ② 受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 受託者は、委託者(支出負担行為担当官等)からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官
国土交通省 ○ ○ ○ ○

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4縦とする。
2. 必要に応じ、適宜加除して使用すること。

履行体制に関する書面 (実施計画書の別紙資料)

年 月 日

○当該履行体制に関する書面は、「委託契約書第4条」に基づいて作成したものである。

(受託者)

住 所
氏 名

受託者 ××株式会社	(再委託先1)	(再々委託先1)
	○○○有限会社	○○○株式会社
	住 所	住 所
	電 話 番 号	電 話 番 号
	代 表 者 氏 名	代 表 者 氏 名
	担当業務範囲 若しくは内容	担当業務範囲 若しくは内容
	△△に関する□□地区基 礎調査	
	(再委託先2)	
	○○○株式会社(予定)	
	住 所	
	電 話 番 号	
	代 表 者 氏 名	
	担当業務範囲 若しくは内容	
	(再委託先3)	(再々委託先2)
	○○○合資会社	○○○株式会社
	住 所	住 所
	電 話 番 号	電 話 番 号
	代 表 者 氏 名	代 表 者 氏 名
	担当業務範囲 若しくは内容	担当業務範囲 若しくは内容
	(再委託先□)	
	

(備考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- ①再委託の相手方の住所
- ②氏名(若しくは代表者氏名)
- ③再委託を行う業務の範囲

完了報告書

年 月 日

支出負担行為担当官

国土交通省 ○ ○ ○ ○ 殿

受託者 住 所

氏 名

年 月 日付契約(契約金額 ¥◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆円)の○○○○が完了したので、成果物及び下記の書類を添えて報告します。

記

1. 精算報告書 通

2. 残存物件報告書 通

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格A列4縦とする。

精 算 報 告 書

(単位:円)

経 費 区 分	予定経費(A)	支出額(B)	過不足額	摘 要
			(A)-(B)	
計				

- (備 考)
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4横とする。
 2. 経費区分は、別記様式第1備考4により記載すること。
 3. 第7第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

残 存 物 件 報 告 書

取得年月日	物 件 名	規 格	数 量	単 価	価 格	経費区分	摘 要

- (備 考)
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4横とする。
 2. 価格は取得価格を記載し、受託中に派生的に取得した物件については、見積額を記載すること。
 3. 経費区分は、別記様式第1備考4の区分により記載し、区分が明らかでないものは、摘要に取得の理由を記載すること。
 4. 第7第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

委 託 契 約 書

委託業務の名称 (委託件名)

委託業務実施期間 自 年 月 日
至 年 月 日

委託料の限度額 ¥ ◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆—
(うち消費税及び地方消費税額¥◆◆◆,◆◆◆—)

成果物の納入場所 国土交通本省

頭書業務の委託について、委託者 支出負担行為担当官国土交通省 ○○○○ ◆◆◆◆と、受託者 □□□□ ◆◆◆◆は、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第1条 受託者は、委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、頭書の委託料の限度額をもって、頭書の委託業務実施期間（以下「実施期間」という。）までに、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の実施要領に明記されていない事項があるときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止等)

第3条 受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3 受託者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を委託者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、受託者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。

5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。

6 受託者が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受託者が負うものとする。

（履行体制の把握）

第4条 受託者は、前条第3項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第4項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を委託者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 受託者は、前項の場合において、委託者が契約の適正な履行確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（実施計画書等の変更等）

第5条 受託者は、実施計画書及び四半期別必要経費内訳書の変更（当該金額の相互間における2割以内の変更を除く。）をしようとするときは、変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書を委託者に提出し承認を受けなければならない。

2 委託者は、前項の変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書について遅滞なくその内容を審査し、不相当と認めるときは、受託者と協議するものとする。

3 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

（委託業務の内容の変更等）

第6条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。

この場合において、実施期間又は委託料を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(実施期間の延長等)

第7条 受託者は、その責に帰することができない事由により、実施期間までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、委託者に対して遅滞なくその理由を付して、実施期間の延長を求めることができる。

この場合において、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

2 委託者は、受託者の責に帰する事由により実施期間までに委託業務を完了することができない場合において、実施期間後に完了する見込みがあると認めるときは、その内容を審査し、損害金を付して実施期間を延長することができる。

3 前項の損害金は、委託料に対して延長日数に応じ年3.00パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担しなければならない。

ただし、その損害が委託者の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(検査及び引き渡し)

第9条 受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、成果物に添えて完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の成果物、完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を受理したときは、その日から10日以内に委託者又は委託者の指定した職員により検査を行わなければならない。

3 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、成果物に添えて補正完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を委託者に提出しなければならない。

4 第2項の規定は、委託者が前項の成果物、補正完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を受理した場合に準用する。

- 5 委託者は、第2項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果、合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、受託者にその旨を通知しなければならない。
- 6 前項の委託料の確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と委託料の限度額のいずれか低い額とする。
- 7 受託者は、第5項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果物を委託者に引き渡さなければならない。

（委託料の支払）

- 第10条 受託者は、前条第7項により、成果物の引き渡しを完了したときは、委託者に対して、確定した委託料の支払いを請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定により、適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
 - 3 受託者は、委託者の責に帰すべき事由により、前項の委託料の支払いが遅れた場合には、委託者に対して遅延日数に応じ、年2.50パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（概算払）

- 第11条 受託者は、実施計画書及び四半期別必要経費内訳書に基づいて、各四半期における所要額として委託料の概算払いを請求することができる。
- 2 委託者は、前項の請求により、必要があると認められる金額については、前条第1項の規定にかかわらず、概算払をすることができるものとする。
 - 3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（概算払の精算）

- 第12条 受託者は、第9条の精算報告の確認の結果、既に概算払により受領した金額に差額が生じた場合は、委託者にその旨を申請する。
- 2 受託者は、前項の結果に不足額が生じた場合には、委託者に不足額の支払いを請求することができる。
 - 3 委託者は、前項の規定による請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
 - 4 受託者は、第1項の結果に余剰額が生じた場合には、遅滞なくこれを委託者に返還しなければならない。

（無体財産権の帰属）

- 第13条 委託業務の成果及び委託業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、委託者が承継するものとする。

(残存物件の返還)

第14条 受託者は、委託業務の実施により生じた残存物件の返還については、成果物の引渡し前に委託者と協議のうえ、委託者の指示に従うものとする。

(契約の解除及び違約金等)

第15条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 受託者の責に帰すべき事由により、実施期間内に委託業務が完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 前号のほか、委託者において、受託者が第16条第1項に定める帳簿及び証拠書類（以下「根拠資料」という。）の整備保存、委託費の区分経理の実施、十分な根拠資料に基づく精算報告書の作成・提出その他本契約条項又は実施要領の定めるところ若しくはその他この契約に関する委託者の指示に違反していると認めるとき、又は契約の目的を達成することができないと認めるとき。
- 三 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- 2 受託者は、前項により委託者が契約を解除したときは、委託料の限度額の10分の1に相当する金額を違約金として委託者の指定する期限までに納付しなければならない。
- 3 受託者は、第1項により、委託者が契約を解除した場合において第11条により概算払を受けているときは、委託者に対してその概算払の額に、概算払日から返還の日までの日数に応じ、年2.50パーセントの割合を乗じて得た額の利息を付して返還しなければならない。

(委託料の経理及び監査)

第16条 受託者は、委託料の経理について、別に帳簿を備え、その収入・支出をその都度記録してこれを明らかにするとともに、当該収入・支出を証する証拠書類を整備保存しなければならない。

なお、当該帳簿については、受託者において、委託費経費内訳報告書を参考に、委託費の収入・支出を記録した正規の帳簿として作成し、保存するものとする。

- 2 受託者は、実施計画書に記載された各費目相互間の流用（当該金額の相互間における2割以内の変更を除く。）をしてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- 3 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。
- 4 受託者は、第1項の帳簿及び証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第18条 受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命

令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.00パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（補則）

第19条 本契約に関し、前各条項に疑義を生じ、又は、各条項に規定のない事項については、委託者と受託者とが協議のうえ、これを解決するものとする。

上記契約の証しとして、本書2通を作成し、当事者記名のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

委託者 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
支出負担行為担当官

○○○○◆◆◆◆

受託者 住 所
団 体 名
代表者氏名

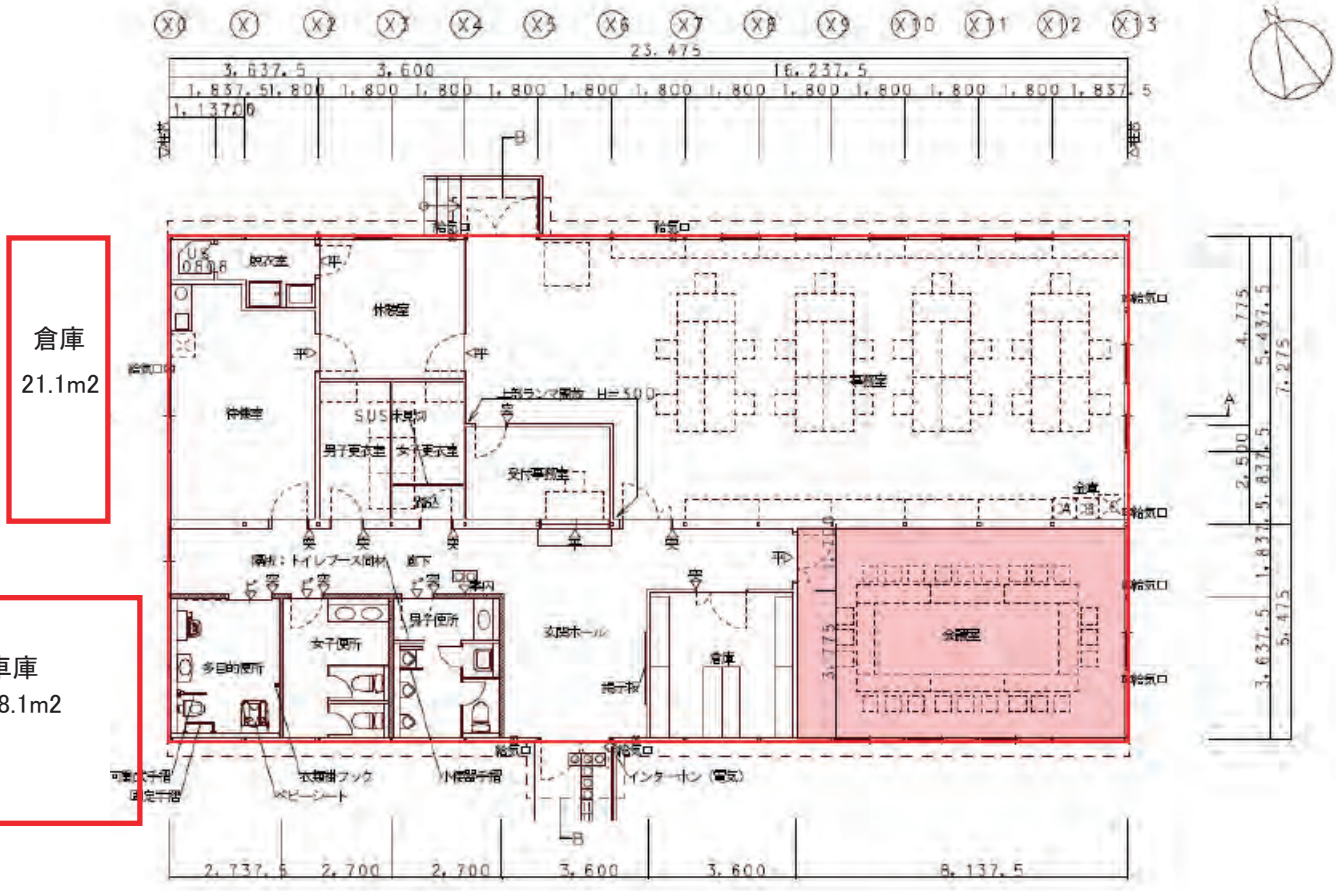
(別 紙)

委託契約に関する特約条項

- 第1 受託者は、委託費の経理については、委託契約書の約定等に従い、国土交通本省委託契約取扱要領第4に規定する実施計画書（別記様式第1）の経費積算内訳に計上した経費ごとに、受託者の財源負担による単独事業、国庫補助事業又は他の委託事業の経費等との区分経理の徹底を図ること。
- 第2 受託者は、当該委託費に係る収入・支出の実績を確認しうる帳簿及び証拠書類（以下「根拠資料」という。）を整備し、かつ、当該根拠資料を業務終了年度の翌年度から最低5年間必ず保存すること。
- 第3 受託者は、当該委託料の精算に当たっては、委託契約書に定める委託料の経理に係る帳簿等の十分な根拠資料に基づく支払実績の計数、すなわち、根拠資料により確認しうる委託料の支払実績額を精算報告書に記載し報告すること。
- 第4 委託者は、当該委託業務の実施状況及び当該委託料の用途その他必要な事項について、国土交通省の職員により所要の調査報告を求め、又は実地に調査する必要があるものとし、この場合、受託者はこれに応じなければならないこと。
- 第5 当該委託料からの支出は、本委託業務の目的及び内容と直接的に関連性のあるものに限定することとし、また、各委託事業の契約書、委託費取扱要領等において指示する用途基準に従わなければならないこと。
- 第6 委託者は、受託者が前記第1から第5までの特約のいずれかに違反した場合には、委託料の精算日から返還の日までの日数に応じ、年3.00パーセントの割合を乗じて得た額の違約金を付して交付した委託料の返還を求めるものとし（委託料未交付の場合にはその交付を要しないものとし）、受託者は当該返還請求又は不交付の措置に応じなければならないこと。

管理事務所図

管理事務所図



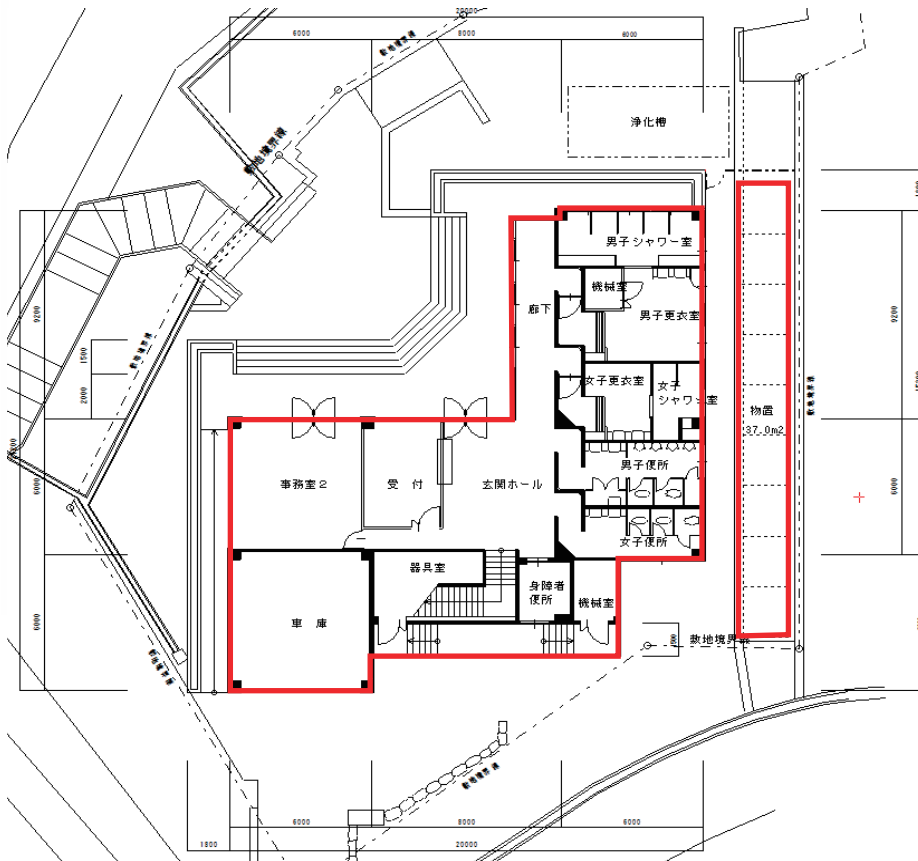
平面図 1/100

- 委託期間貸与部分
- 引継期間貸与部分

1F平面図

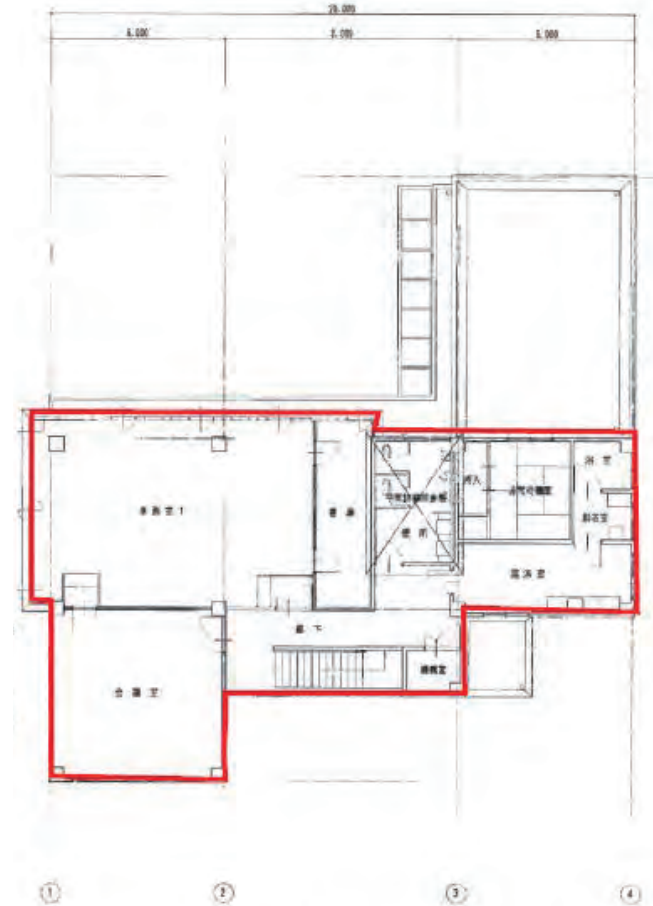
守口サービスセンター

管理事務所図



1F平面図

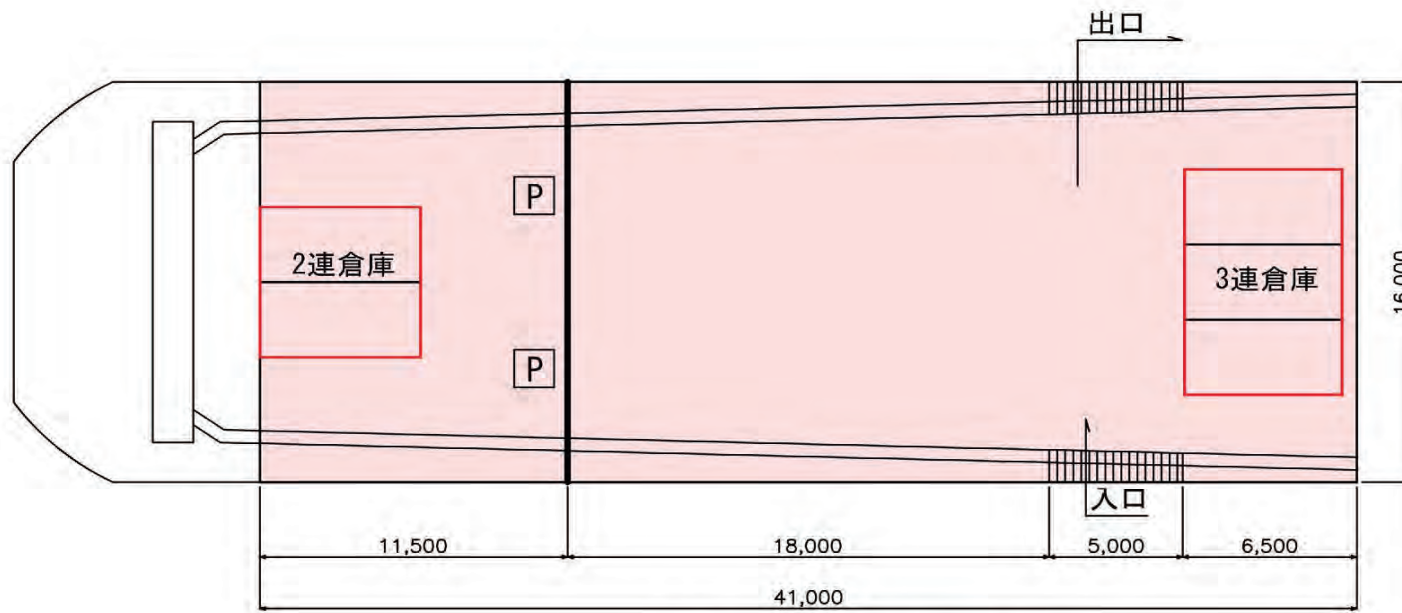
委託期間貸与部分



2F平面図

太間サービスセンター

大阪府道茨木寝屋川線（19号）高架下占用箇所倉庫配置図



占用面積 $A=41.00\text{m} \times 16.00\text{m} = 656.00\text{m}^2$

委託期間貸与部分

太間サービスセンター

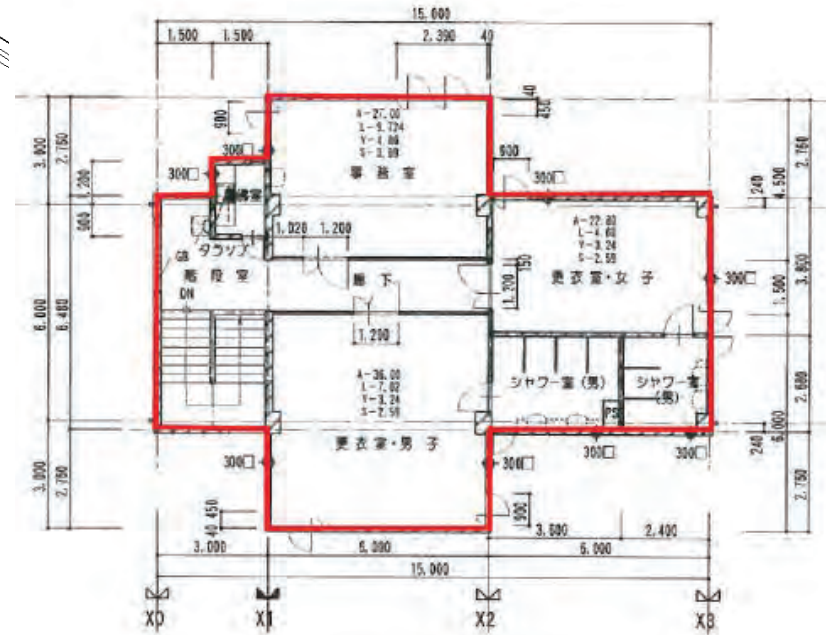
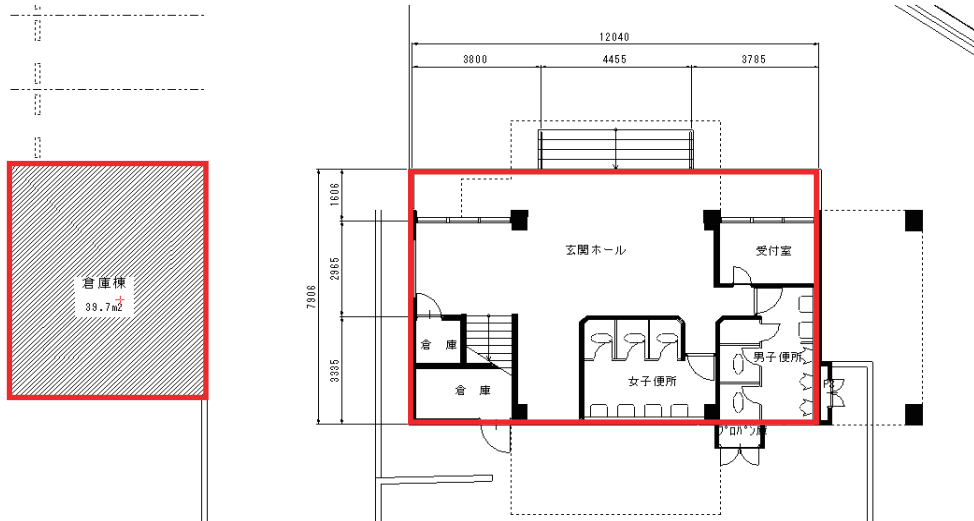
管理事務所図




委託期間貸与部分

鳥飼サービスセンター

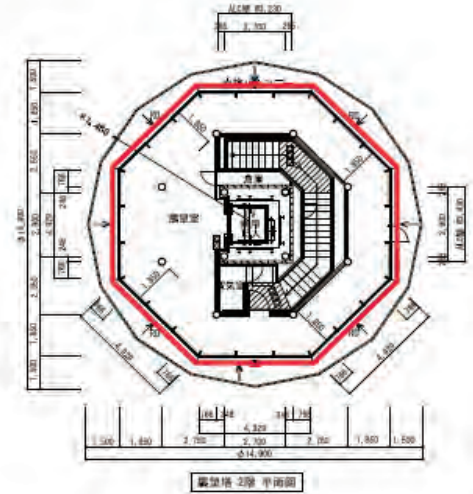
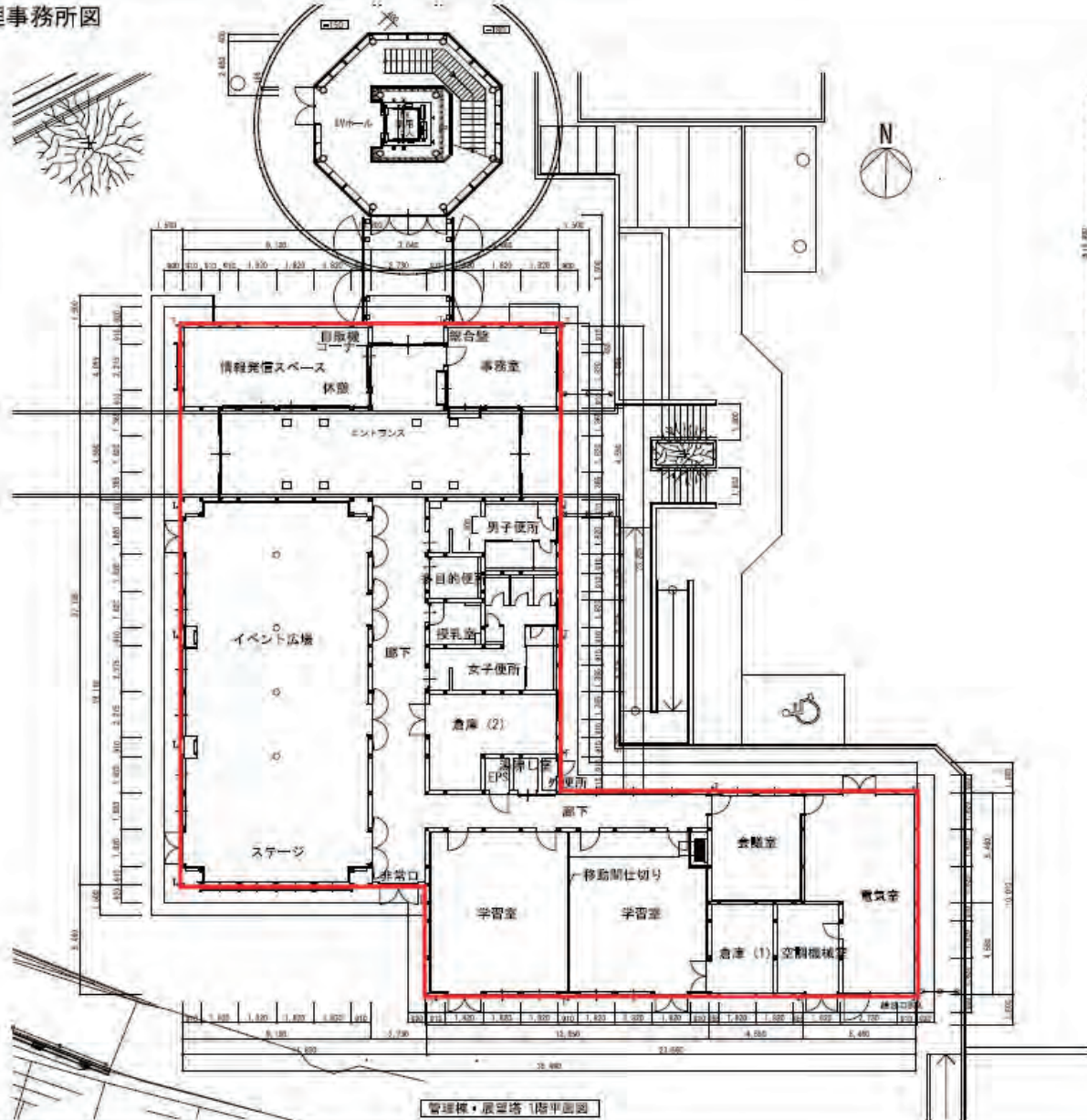
管理事務所図



 委託期間貸与部分

庭窪レストセンター

管理事務所図



委託期間貸与部分

背割堤サービスセンター

淀川河川公園における行為の禁止等について

行為の禁止一覧表

禁止する行為	備考
園路・駐車場を除いた、自転車乗り入れ禁止箇所への乗り入れ	
定められた駐輪場以外に自転車を駐輪させること	
自転車の利用において、スピードの出し過ぎ、無理な追い越しなど他の利用者の安全に支障が及ぶ行為	
他の利用者の快適性を損なう音響の発生を伴う行為	・楽器（音響設備）の持ち込み、演奏の場合は「公園での一時使用届」にて申請をする。
バイクの進入路、駐車場以外の乗り入れ	
動物等の移動火葬車の乗り入れ及び営業活動	
運動グラウンド以外の野球、サッカー、ラグビー等の練習	
ゴルフの練習	・クラブの素振りも禁止
ペット（動物）の鎖を外した歩行	・ペット（動物類）はリードや鎖を付けるか籠に入れる。 ・糞は飼い主が処分する。 ・事故等については飼い主がその責を負う。
ラジコン飛行機、スポーツカイト、パラグライダーなど飛行遊具の練習等	
右記でのラジコンカーの利用等	・公園区域内の駐車場、臨時駐車場、バーベキュー広場、有料施設等
バーベキュー指定場所以外でのガス、多量のマッチ、花火など爆発性・引火性の高いもの及び燃料などの持ち込み・利用	・煙草の吸殻等（特に冬季）にも充分留意する。
ゴミの不法投棄	・責任を持って持ち帰るよう指導する。
その他、他の利用者の安全または公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為	

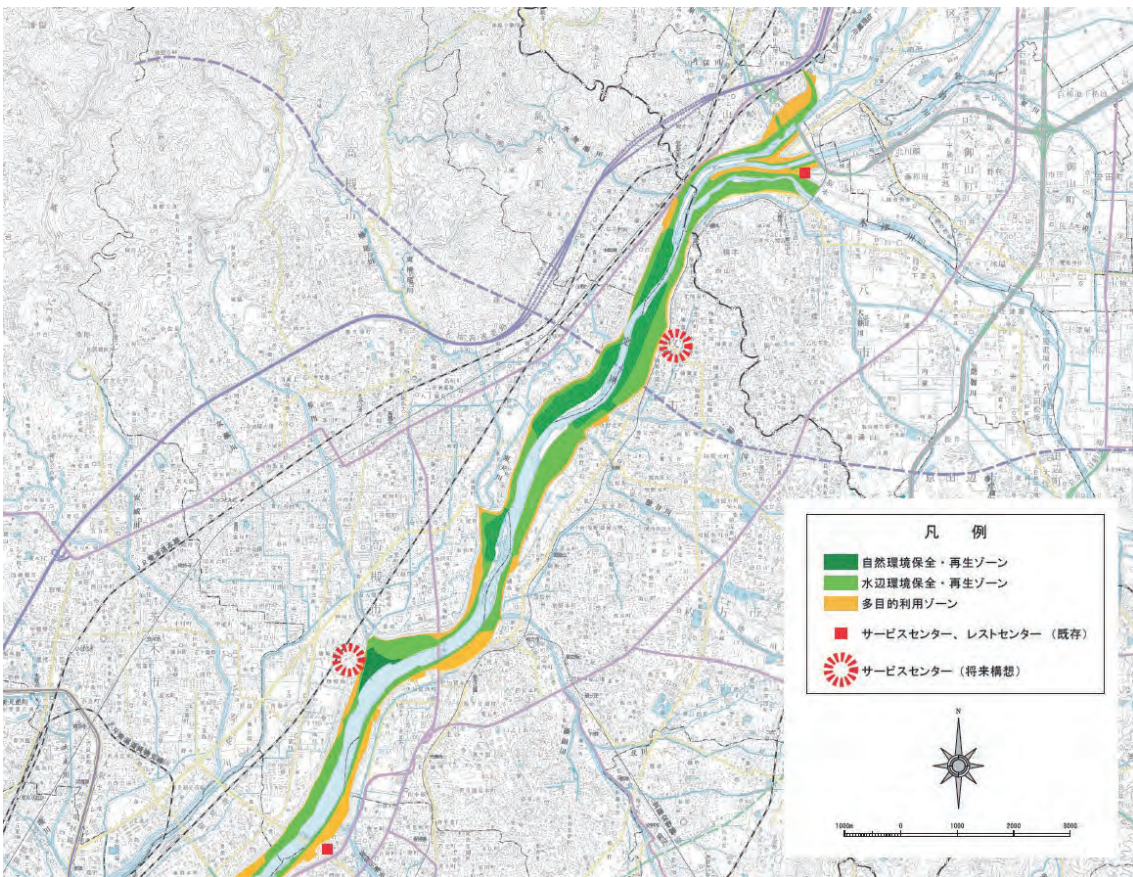
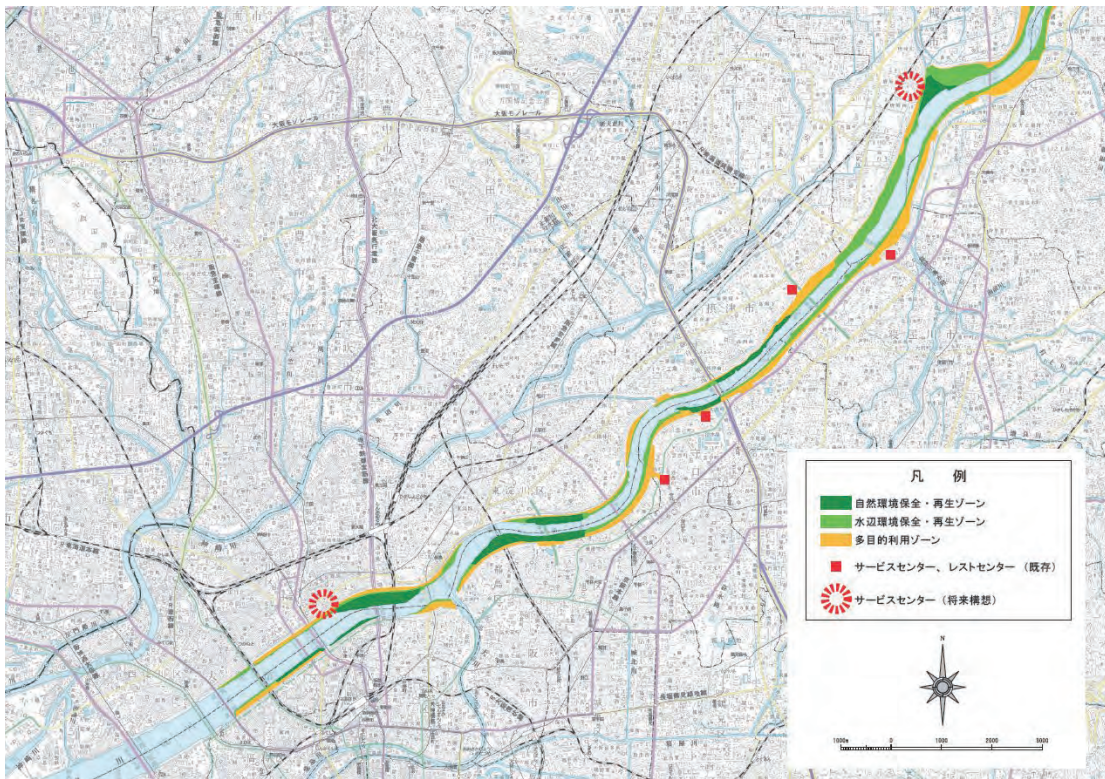
持ち込み禁止物品一覧表

持ち込み禁止物品等	備考
銃及び刀剣類（モデルガン、木刀、竹刀、弓等含む）	
ガス、多量のマッチ、花火など爆発性・引火性の高いもの及び燃料など	
ゴルフクラブ	
ラジコン飛行機	
その他職員等により安全かつ快適な公園利用に支障を及ぼし、公園施設を損壊する恐れがあると認められるもの	

法第12条の規定による許可申請に関し、原則として許可しないもの

許可申請が原則下りない行為	備考
営利を目的とした物品の販売または頒布	
公益性に欠け、または排他的な集会、展示会及び興行	
営利のみを目的とした集会、展示会及び興行	
公共性に欠ける募金または署名運動	
公園利用または公園管理に係わりのない調査	
職員等が勤務する時間以外の利用	
公園施設の損傷または汚損など著しく公園利用の快適性を損なうもの	
公園の風致または美観の侵害など著しく公園利用の快適性を損なうもの	
他の利用者に危害を与え、または不便を生じさせるなど著しく公園利用の快適性を損なうもの	
事故の発生や公園施設の損害に対し、申請者の責任能力が欠如していると考えられる場合	
その他公園の利用上または管理上から不都合と認められるもの	

土地利用方針



公園施設の設置等許可申請書

文書番号第 号
令和 年 月 日

国土交通省近畿地方整備局
局長 ○○ ○○殿

申請者 住所
氏名

都市公園法第5条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

1	設置の目的			
2	設置の期間	(自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日 年間		
3	設置の場所			
4	公園施設の構造			
5	公園施設の外観	色 彩		高 さ
		形 態		
		その他		
6	公園施設の管理の方法			
7	工事の実施方法			
8	工事の着手及び完了の時期	工事の着手時期	令和 年 月 日	
		工事の完了時期	令和 年 月 日	
9	都市公園の復旧方法			
10	その他参考となるべき事項			

注) 1 公園施設を設置しようとするときは、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10 番に記入する。

2 公園施設を管理しようとするときは、1、2、3、6、10 番に記入する。

3 必要な場合は図面及び写真を添付すること。

令和〇〇年度
淀川河川公園災害対策要領（案）
（抜粋版）

令和〇〇年〇月
淀川河川事務所

令和〇〇年度 淀川河川公園災害対策要領（案）

（目的）

第1条 本要領は、淀川河川事務所河川公園課（以下「河川公園課」という）、各出張所（福島、毛馬、枚方、高槻、山崎、伏見）（以下「出張所」という）、〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という）が、淀川河川事務所災害対策部運営計画に基づき、淀川河川公園（以下「公園」という）の防災業務に関する基本的事項を定め、業務の確実かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（業務分担）

第2条 河川公園課及び出張所、受注者の業務は、次のとおりとする。

- 1) 河川公園課の業務
 - ① 公園に関する関係機関への連絡通報及び広報に関すること
 - ② 公園の開閉園、巡視、公園利用者（以下、「利用者」という）の指導（避難誘導等）の方針に関すること
 - ③ 公園施設の撤去及び復旧の方針及び実施に関すること
 - ④ 公園の被災状況の把握、記録及び関係機関への報告に関すること
 - ⑤ 被災した公園施設の災害復旧に関すること
- 2) 出張所の業務
 - ① 公園施設撤去及び復旧の維持作業への指示に関すること
 - ② 緊急維持作業及び災害復旧工事の実施に関すること
 - ③ 被災情報の収集に関すること
- 3) 受注者の業務
 - ① 公園の開閉園、巡視、利用者の指導（避難誘導等）の実施に関すること
 - ② 公園施設の撤去及び復旧の計画作成及び現地立会に関すること
 - ③ 公園の被災状況の現地調査及び河川公園課への報告に関すること
 - ④ 被災した公園施設の応急対策（立入禁止措置等）に関すること
 - ⑤ 運動施設の運営に関すること
 - ⑥ その他利用者の安全確保のために必要な措置又は河川公園課が指示すること

（業務計画書の作成）

第3条 受注者は前条第3項①～⑥に規定する業務について、「業務計画書」を毎年度作成し、当該年度の業務開始後 10 日以内に淀川河川事務所長（以下「事務所長」という。）の承諾を得なければならない。

（河川公園課の体制）

第4条 災害時の河川公園課の体制は、淀川河川事務所災害対策部運営計画の要員配備表による。災害時の連絡は、別紙1に定める「淀川河川公園災害対策連絡系統図」より行う。

（危険防止対策）

第5条 受注者は、出水、高潮、地震、津波等により利用者に危険が及ぶ可能性があるときは、速やかに以下の措置を講じ、河川公園課に報告する。（様式-1）

- 1) 出水、高潮、地震、津波等で利用者に危険が及ぶ可能性のある公園区域では、巡視員の配置又は巡視により、利用者に警告を行ったうえで利用中止を呼びかけ、避難誘導する。なお、津波の気象情報発令時は、附則1に基づき対応する。
- 2) 一般車両が公園区域に入らないよう坂路入口を進入禁止にする。ただし、公園区域より利用者が自動車避難する場合等においては、退出可能な措置を講ずる。
- 3) 公園区域の危険箇所は、看板及び仮柵の設置により立入禁止措置を行う。
- 4) その他利用者の安全確保に必要な措置を行う。

（公園の利用中止）

第6条 受注者は、第5条の危険防止対策を講じる場合、対象となる公園区域の利用を中止し、以下の措置を講じ、河川公園課に報告する。（様式-1）

- 1) 受注者は、公園の地区全体を利用中止する場合は、速やかに閉園措置を行う。
- 2) 受注者は、危険防止対策を講じる公園区域の利用予定者に速やかに利用中止の連絡を行うとともに、利用受付を中止する。
- 3) 河川公園課及び受注者は、危険防止対策を講じる区域での通常の維持作業等を中止する。

(危険防止対策を講じる基準)

第7条 第5条の危険防止対策を講じる基準は次のとおりとする。

- 1) 出水時の基準
 - ① 各地区において、別紙2に定める公園施設撤去の決定を行う基準水位（以下、「撤去基準水位」という）に達したとき
 - ② 各地区において、別紙3に定める施設撤去の参考とする流量（以下、「撤去基準流量」という）に達し、利用者又は公園施設の安全確保のために必要と認められるとき
- 2) 高潮時の基準
 - ① 長柄地区、十三野草地区及び西中島地区において、大阪湾の潮位が高潮時の基準水位を超えるとき
 - ② 海老江地区及び大淀野草地区において、別紙2に定める撤去基準水位に達したとき、又は大阪湾に高潮警報又は高潮注意報が発令されたとき
- 3) 地震時及び津波時の基準
 - ① 気象庁が大阪府北部・京都府南部において、震度5弱以上を発表したとき
 - ② 気象庁が大阪府において、津波警報又は津波注意報を発表したとき（福島管内及び毛馬管内）

(受注者への情報伝達)

第8条 河川公園課は、受注者に速やかに次の情報提供を行う。

(様式-3)

- 1) 淀川河川事務所風水害対策部又は淀川河川事務所地震災害対策部の防災体制の発令と更新
- 2) 河川公園課の待機体制
- 3) 淀川水系の流量データ（枚方、加茂、桂）、水位（別紙2の撤去基準水位観測所）、大阪湾の潮位データ及び水位予測データ（枚方、桂、琵琶湖、瀬田川洗堰等）
- 4) 「撤去基準水位」の到達予測（到達する公園地区、日時等）
- 5) 公園施設の撤去又は復旧を行う日時（予想を含む）、場所及び内容
- 6) 「津波の気象情報発令」等の地震・津波情報
- 7) その他受注者が利用者又は公園施設の安全確保のために必要とする事項

(受注者の待機)

第9条 受注者の待機については、次のとおりとする。

- 1) 受注者は、次の各号の一に該当するときは居所待機※を行う。
 - ① 淀川河川事務所風水害対策部又は淀川河川事務所地震災害対策部が注意体制又は第一警戒体制を発令しているとき
 - ② 開園時間外に、淀川風水害災害対策部又は淀川地震災害対策部が防災体制を発令することが予想されるとき
- 2) 受注者は、次の各号の一に該当するときは原則として勤務先待機を行う。
 - ① 淀川河川事務所風水害対策部又は淀川河川事務所地震災害対策部が第二警戒体制又は非常体制を発令しているとき
 - ② 危険防止対策を講じるとき
 - ③ 公園施設の撤去又は復旧を行うとき、又は河川公園課より公園施設の撤去又は復旧を行う可能性がある旨の連絡があったとき
- 3) 受注者は、待機の完了後は速やかに、河川公園課にその旨を報告する。（様式-5）

※ 居所待機：必要が生じた場合に危険防止対策、現地調査又は施設撤去・復旧時の現地立会を迅速に実施できるよう、連絡体制を確保し維持すること。

(施設撤去)

第10条 公園施設の撤去については、次のとおりとする。

- 1) 施設撤去計画
受注者は、毎年出水期前に「施設撤去計画」を作成し、河川公園課と協議する。
- 2) 施設撤去の基準
河川公園課は、別紙2に定める「撤去基準水位」及び「施設撤去計画」を目安に、公園施設の撤去を行う。「撤去基準水位」の到達時刻の予測が困難な場合は、別紙3に定める「撤去基準流量」を参考に、現地状況、水位予測等を踏まえて施設撤去を決定する。
- 3) 施設撤去の実施期間
河川公園課は、次のとおり施設撤去を実施する。
 - ① 施設撤去の実施は、原則として「撤去基準水位」の到達予想時刻の4時間前までに決定し、現地到着後3時間以内に完了する。
 - ② 「撤去基準水位」の到達予想時刻が日没後の場合は、日没時刻の4時間前までに施設撤去の実施を決定し、現地到着後3時間以内に完了する。
 - ③ 降雨量の急変等により必要やむを得ない場合は、上記によらず、現地状況、水位予測、「施設撤去計画」の撤去に要する時間、日没時刻等を踏まえて緊急的に施設撤去の実施を決定することがある。
- 4) 夜間の施設撤去
 - ① 河川公園課は、公園施設の流出等により河川管理上重大な影響を及ぼす可能性があり、事務所長が必要と認める場合に限り、前項によらず夜間に公園施設の緊急撤去（以下、「夜間撤去」）を行う。
 - ② 夜間撤去を行う場合又は夜間撤去の可能性がある場合、受注者は夜間撤去の対象となる公園区域の夜間巡視により水位変動の把握を行い、速やかに河川公園課に報告する。
 - ③ 大雨、強風等により撤去作業の安全が確保できない場合、夜間撤去は行わない。河川公園課は、公園施設が流出する可能性がある旨を関係機関に速やかに連絡通報する。

(現地立会)

第11条 受注者は、施設撤去の現地立会により状況確認、撤去作業への助言を行う。

(出張所への通知、指示)

第12条 省略

(本局報告)

第13条 省略

(不測の事態への対処)

第14条 受注者は、公園利用者の被災、施設撤去を行う公園地区の放置物件の発見、撤去作業の遅れ等不測の事態が生じたときは、直ちに河川公園課に報告し、河川公園課は必要な指示を行う。

(撤去施設の復旧及び再開園の決定)

第15条 撤去施設の復旧及び閉園区域の再開園の決定については、次のとおりとする。

- 1) 施設復旧計画
受注者は、退水開始後は速やかに、公園区域の冠水状況、被災状況等を調査し、河

川公園課に報告する。(様式-4)受注者は、撤去施設の復旧、冠水区域の堆積塵芥処理等、閉園区域の再開園に向けた具体的な復旧計画を速やかに作成し、河川公園課と協議する。

2) 施設復旧の基準

河川公園課は、次の各号のすべてに該当するとき、速やかに撤去施設の復旧及び閉園区域の再開園を決定し、予定日時を出張所・受注者に通知し、関係機関に報告する。ただし、事務所長が必要と認めたときはこの限りではない。

- ① 施設撤去を実施した公園区域の被災状況及び復旧状況を踏まえ、利用者の利用及び安全確保が可能と判断されるとき
- ② 水位予測データ、気象予報等を踏まえ、近日中(2日～3日を目安)に施設撤去の可能性のある出水、高潮、地震、津波等が予想されないとき

3) 施設復旧の実施期間

河川公園課は、次のとおり撤去施設の復旧及び閉園区域の再開園を行う。

- ① 施設復旧の実施は、原則として再開園の前日までに決定し、速やかに完了する。
- ② 公園利用上特別の理由がある場合は、上記によらず、緊急的に施設復旧の実施を決定することがある。

(資料作成)

第16条 河川公園課は、業務の円滑な実施を図るため、次の資料を作成し、受注者に通知する。見直しの必要が生じた場合は速やかに変更し、通知を行う。

- 1) 淀川河川公園災害対策連絡系統図(別紙1)
- 2) 淀川河川公園施設撤去の基準水位・危険防止基準(別紙2)
- 3) 淀川河川公園施設撤去の基準流量(参考)(別紙3)
- 4) 撤去施設一覧表(別紙4)
- 5) その他必要な資料

(その他)

第17条 本要領に定めない事項は、事務所長の指示するところによる。

(津波対応)

附則1 第5条1項に基づく「津波の気象情報発令時」の対応は次のとおりとする。

- 1) 津波予報発令に伴う避難誘導を行う公園地区は、海老江地区、大淀野草地区、長柄地区、十三野草地区、西中島地区、毛馬地区、赤川地区とする。ただし、津波警報等を踏まえ、その他地区でも津波被害の可能性がある場合は、河川公園課が避難対象地区の追加を行う。
- 2) 「津波の気象情報発令時」とは、淀川河川事務所が運用する「津波情報提供設備」の放送時、又はテレビ・ラジオ等により大阪府の津波情報を確認したとき。
- 3) 「津波情報提供設備」による情報提供時の対応
 - ① 避難誘導
 - (1) 受注者が配置する各公園地区の公園管理員(以下、「公園管理員」という)は、前項の情報を得た場合、公園利用者に対して河川敷から避難するよう以下の内容を公園管理所の放送システムのテープ操作により誘導する。

<放送内容>

淀川河川公園管理所です。大阪府に津波予報が発令されました。安全が確認されるまで、河川敷から避難して下さい。

- (2) 公園管理員は、テープ操作終了後にハンドマイク、ラジオ、携帯電話を持参して安全な場所に移動し、公園利用者へ避難誘導を行う。

<誘導内容>

(イ) 提供開始時

大阪府に津波予報が発令されました。安全が確認されるまで、河川敷から避難して下さい。

(ロ) 津波接近時

緊急です。津波が接近しています。河川敷から至急避難して下さい。危険ですので、車では移動しないで下さい。

- (3) 予報発令から津波の到達まで非常に短時間の場合があるので、公園利用者の迅速な安全確保を最優先する。
- (4) 受注者は、一般車両退出の可否等の判断が困難な場合は、直ちに河川公園課と協議し、津波の到着予想時刻、駐車台数、周辺道路の状況等を踏まえ、河川公園課が速やかに方針を決定する。

② 報告

- (1) 公園管理員は、受注者に避難及び施設被害の状況を報告する。
- (2) 受注者は、河川公園課に現地状況を報告し、河川公園課は対応方針を決定する。
- (3) 受注者は、インターネット、テレビ、ラジオ等で津波情報を確認し、公園管理員に必要な指示を行う。

③ 安全確認後の対応

- (1) 受注者は、気象庁の津波情報等を確認し、特別巡視による現地調査を行ったうえで、避難解除及び再開園について河川公園課と協議する。
- (2) 河川公園課による再開園の決定後、受注者は速やかに携帯電話の電子メール等により、公園管理員に避難解除及び再開園の園内放送を指示する。
- (3) 公園管理員は、受注者の指示に基づき園内放送を行う。

(参考1) 津波情報提供設備による情報提供内容

① 拡声器による放送内容

(1) 提供開始時（提供1）

こちらは国土交通省淀川河川事務所です。大阪府に津波予報が発令されました。淀川においても津波の恐れがあります。危険ですから河川に近づかないで下さい。

(2) 津波接近時（提供2）

こちらは国土交通省淀川河川事務所です。地震により発生した津波が淀川へ接近しています。危険ですから速やかに河川敷から避難して下さい。

② 電光掲示板による提供内容

「津波」を表示

(参考2) 南海地震の津波想定

- ① 淀川河口地点の津波到達時間は地震発生からまで約2時間とされているが、津波予報等を確認して判断すること。なお、津波高さの想定は約2mで、淀川河口から淀川大堰までの高水敷の冠水が予想される。さらに淀川大堰が操作できない場合は毛馬・赤川地区の河川公園まで冠水が予想される。
- ② 平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえて、東海・東南海・南海地震の津波想定が見直される可能性がある。

危機管理について

危機管理のポイント

1. 不審者・不審物

1) 不審人物への対応

公園内及びサービスセンター等において不審者を発見した時は、速やかにサービスセンターに連絡し、その指示に従う。

不審者と疑われる例として、

- ・危険物（銃刀類、爆発物、もしくはそれに類するもの）を持っている人
- ・公園利用者では考えられない大きな荷物、バック、袋を持っている人
- ・挙動不審な人
- ・特異な服装をしている人（全裸、季節的に合わない服装等）
- ・その他（個人の経験で、これまでと違う公園利用者）

2) 不審物の取り扱い

公園内で不審物を発見した場合の対処は、上記不審者と同じ処置とする。公園内管理所及び各サービスセンター等において、忘れ物らしき厚手の封筒・紙袋、箱、鞆等を発見しても不用意に開けたり、必要以上の衝撃を加えるようなことはしてはいけない。

外見から判断した不審物の例として、

- ・包装が不自然である
- ・ワイヤー、ひも等の突起物及び油状のシミや汚れがある
- ・異臭がする
- ・内容物のガタつきがある
- ・時計のようなコチコチ音や液体の音等がある

利用者等からの拾い物等の受付に関しても、上記のことを考えて取り扱いには注意すること。

特に届け物が袋や箱物等の時は届出者の氏名、連絡先等を必ず確認し、服装背格好などの特徴もメモする。

2. 火災、事故、怪我の対処

1) 火災の対応

現場管理員等は、火災が発生した場合、第一に人命救助に努め、速やかに警察署や消防署へ連絡する。警察や消防活動の間は、利用者の安全退避の実施（危険箇所への立ち入りの禁止措置など）を行う。そして速やかにサービスセンターへ連絡し、事故をサービスセンターへ報告する。連絡、報告書作成方法は不審人物発見と同様とする。

2) 事故、怪我対応

現場管理員等は、事故が発生した場合、第一に人命救助に努め、速やかに警察署や消防署（救急車）へ連絡する。警察や救急活動の間は、利用者の危険箇所への立ち入り禁止措置などの安全対策の実施、緊急自動車の進入路確保等を行う。そして、速や

かにサービスセンターへ連絡をする。事故の状況、けが人の情報等を含め、支障の無い範囲でメモを取り、事故報告書に記載する。連絡、報告書作成方法は不審人物発見と同様とする。

心房除細動装置AEDを各サービスセンターに常時設置しているので、必要と考えられる場合は速やかに連絡し手配する。各管理所に簡易な救急セットを常備し、傷の消毒等ができるようにする。

なお、事故時の初動については、別紙1「事故時の初動マニュアル」を参照すること。

3. 増水時の対応

1) 増水時の対応

淀川上流部での降雨等で水位上昇が予想されるなど、淀川河川管理者から注意警報が出た場合は、サービスセンターの指示に従って公園区域を特別巡視し、来園者に注意を促し利用中止と避難を呼びかける。また、駐車場から車の退避を要請し、車が駐車場に入らないように車止め施設を閉鎖する。

枚方地区のアクアシアター及びプロムナードの水没が懸念される場合は、近畿地方整備局の指示に従い、立ち入り禁止措置としてカラーコーンや看板等を設置し、利用者の安全確保を図る。

呼びかけにあたっては、「管理所スピーカー」や「拡声器」を使用して現場管理員等が呼び掛けを行う。この呼びかけは別途、放送マニュアルを策定し管理者の標準化を図ること。

特別巡視は、公園施設を効率的に広範囲に安全確認ができる人員配置、及び巡視経路を設定し、巡視に備えること。

2) 減水後の措置

減水後は、特別巡視を行い、園内の安全を確認して早期の開園を目指す。支障がある場合は、安全対策を講じ、サービスセンターに報告して指示に従う。

4. 緊急ヘリ離発着

淀川河川公園は、周辺自治体から「避難場所（広域避難地等）」や「災害時緊急ヘリポート」に指定されているので、自治体等からの要請に協力する。周辺医療機関等から要請があった場合には、公園利用者に適切な対応を講じてヘリ離発着、緊急車両進入に対処する。

淀川河川公園を広域避難地に指定している自治体	大阪市、守口市、寝屋川市、枚方市、高槻市、摂津市、島本町
淀川河川公園を災害時緊急ヘリポートに指定している自治体	守口市、摂津市、島本町、大山崎町

<対応策の例>

- (i) 緊急車両の通行ルートの確保
- (ii) 離発着場所の利用者の移動、利用の中止
- (iii) 離発着場所の安全確保など

5. 地震の対応

ア. 震災発生時の対応について

- ① 震度5弱以上で緊急点検を行う。
- ② 開園時に地震があった場合は、直ちに緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策や閉園措置を行う。
- ③ 閉園時に地震があった場合は、緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策を行い、利用の安全が確認できた場合はサービスセンターの指示により開園する。
- ④ 点検結果、安全措置、被害状況等をサービスセンターがまとめ、近畿地方整備局へ報告する。

イ. 津波への対応について

気象庁が大阪府において津波注意報以上を発表したときは、直ちに津波に関する情報を収集して、淀川河川事務所の指示により、園内放送により、避難誘導案内を行い、速やかに堤内地側への避難を行う。また、公園の駐車車両の移動等適切な処置を講じる。

特別巡視は、公園施設を効率的に広範囲に安全確認ができる巡視経路を設定し、巡視を行う。

津波警報解除後の対応は、「増水時の対応について」と同様とする。

なお、地震時の初動については、別紙2「地震時の初動マニュアル」を参照すること。

6. 危険防止措置報告

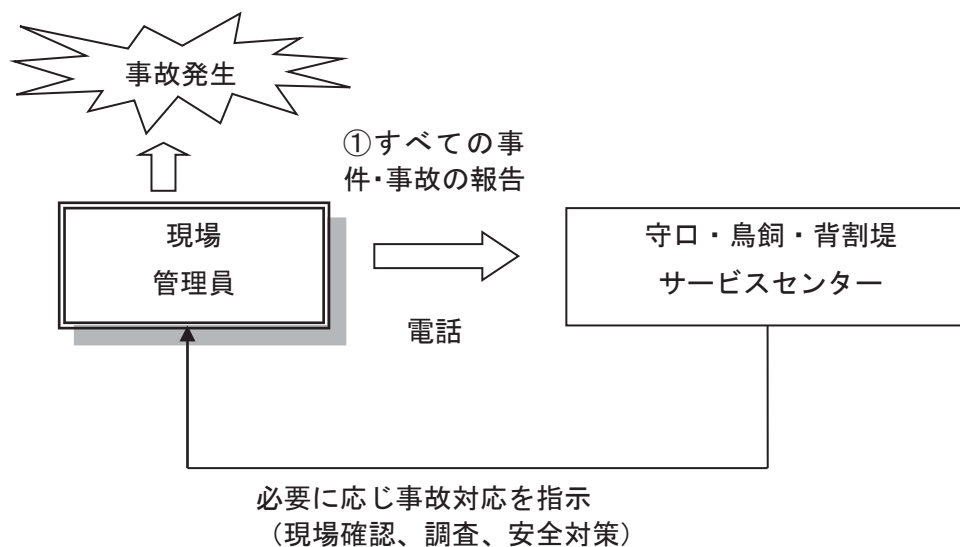
管理員は、公園管理、利用者指導、迷惑行為、特別巡視において利用者のための安全対策を講じたときは、報告書を作成しサービスセンターに報告する。そして淀川河川公園管理者は近畿地方整備局に報告する。

事故時の初動マニュアル

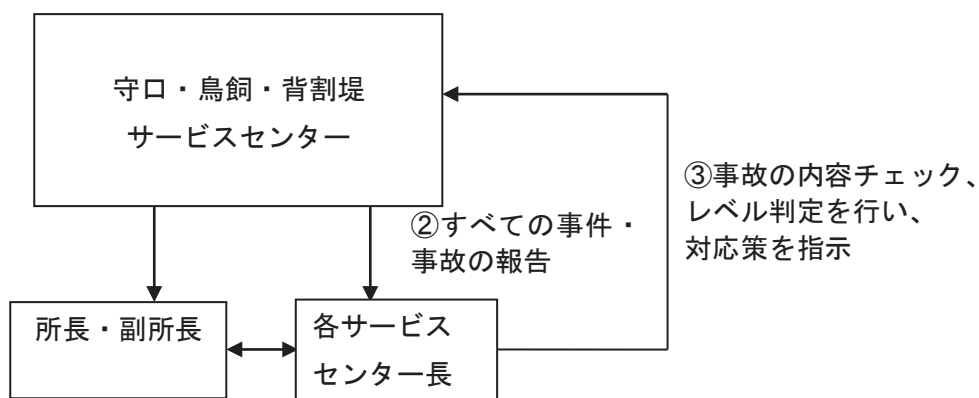
1. 事故が起こったら

- ・まず人命救助
- ・事故かどうか迷わず一報。

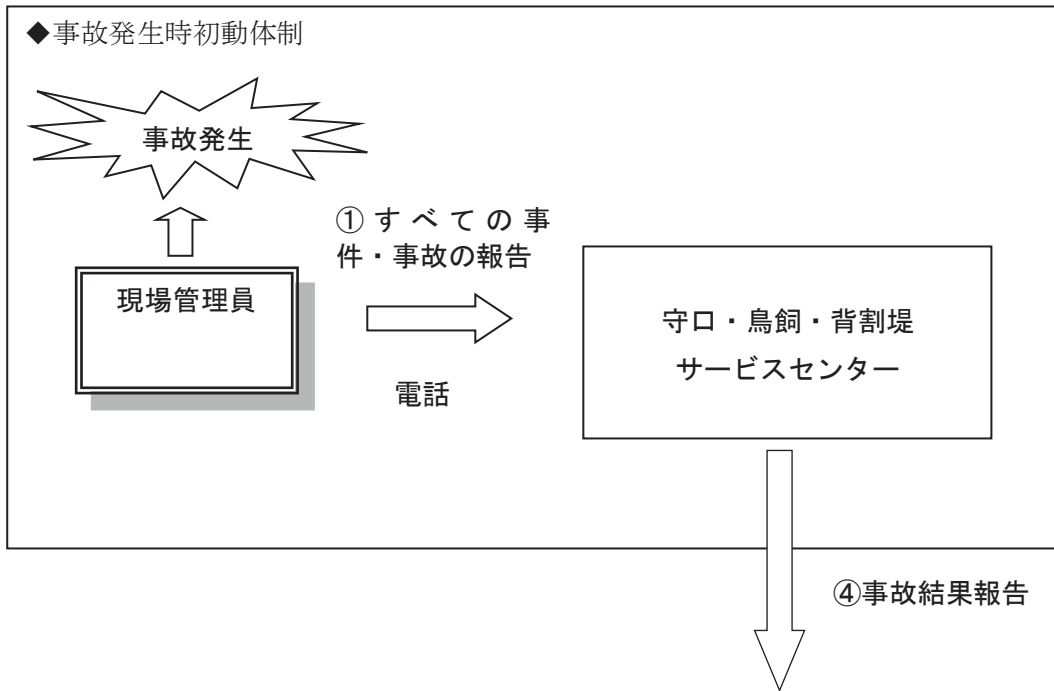
事故でないものを事故連絡として入れても各センターで判断します。とりあえず情報は入れる。情報が入らなかったことで大事故につながることはないよう、小さなことでも迷わず連絡。



2. 連絡を受けた各サービスセンターでは、対応方法を素早く判断し、対応します。



3. 事故時・連絡フロー



◆事故情報共有

公園区域外	公園区域・公園区域外	公園区域・公園区域外
1. 管理課長	1. 副所長	1. 所長
2. 占用調整課長	2. 河川公園課長	2. 副所長
3. 担当出張所長	3. 計画係長	3. 課長・サービスセンター長
	4. 工務係長	4. 各職員

(レベル2～3は電話で 1. 公園課長、連絡が取れない時は 2. 計画係長 3. 工務係長に必ず確認する事)

4. 事故レベルの考えかた

◆公園区域内について

公園管理者として、適切に対応します。

事故レベル	レベルの考えかた	事例
レベル3	明らかに公園の施設が原因で重大な人的被害が発生。	遊具及び運動施設の破損による怪我。
	禁止行為で他人に重大な怪我をさせた。 (死亡事故、重傷)	ゴルフボールが人に当たった。 ジョギングをしている人にバイクが接触。
	事件(利用者の命に関わる恐れのあるもの)	人が倒れていた(生きていても、死体でも) 人が死亡又は重傷を負うような事件。 野犬・飼い犬に噛まれた。 スズメバチに刺された。 利用者間のトラブル(けが人が出てパトカーを呼ぶなど、事件となったもの)
	事件(公園施設への大規模な破壊行為および大規模な公園施設の盗難)	放火による施設火災(トイレ・管理所) ステンレス製のチェーンの盗難。
レベル2	そのままにしておく、被害が出る恐れのあるもの。	凶暴な野犬の発見、スズメバチの発生(人を襲う恐れがあるため) (利用者が怪我をする恐れのため) 利用者間のトラブル (事件につながる恐れのあるもの)
	原因究明のための調査や公園管理者としての対応が必要なもの。 (調査の結果をもとに、レベルを確定する)	利用者の気分が悪くなった原因や、怪我をした原因が不明。 運動施設が原因で、軽微な人的被害が発生。 公園施設が原因で軽微な人的被害が発生。
	禁止行為で他人に軽微な怪我をさせた。	ゴルフボールが人に当たった。 ジョギングをしている人にバイクが接触。
	利用者間のトラブル	事件にはならなかったが大きなトラブルとなったもの
	事件(公園施設の軽微な損傷および公園施設の盗難)	看板やベンチへの損傷および落書き 車止めの鍵の破損および盗難 草地火災(類焼の可能性の少ないもの)。
レベル1	現場の状況が明らかで(正確に内容がわかっている)公園に瑕疵のないとわかっているもの。 現場の状況が不明な場合はレベル2として調査を行う。	運動中の自損事故 日射病で倒れた 運動していて気分が悪くなって救急車を呼んだ その他の自損事故(転んだ、自転車で怪我をした、バーベキューでやけどをした) 警察及び消防が事件性無し(自殺等)と判定したもの。

- ・事故の状況が未確認のものは「必ず確認」する。

調査結果によってレベルは変更する。最終的なレベルの判定は、所長、業務課長、サービスセンター長が行う。

◆公園区域外について

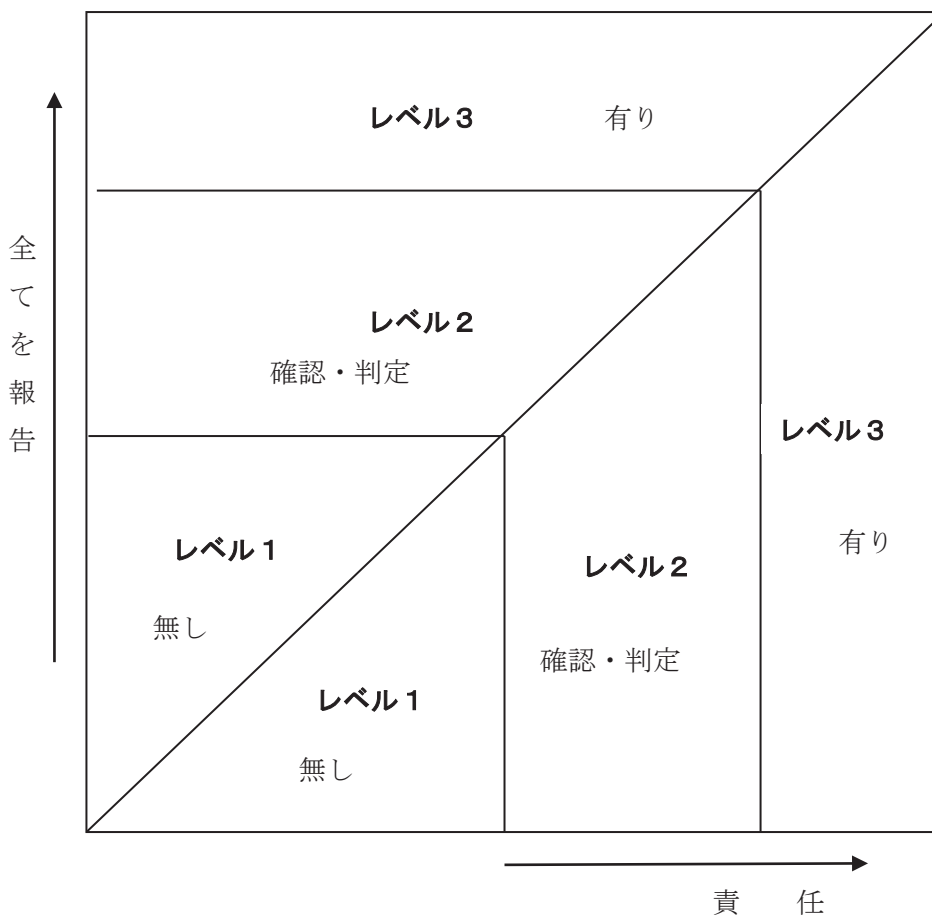
知り得た公園区域外の情報はすべて報告します。

事故レベル	レベルの考えかた	事例
事故レベルは設定せずに情報として扱う。	人身事故や事件 河川管理施設への被害	公園区域外での死体の発見。 火災。 河川管理施設（堤防、護岸等）の損傷。

公園区域内の利用者に危険が及ぶ恐れのあるものはその対策が必要となるため必ず報告します。

事故レベル	レベルの考えかた	事例
事故レベルは設定せずに情報として扱う。	そのままにしておく、公園区域内の利用者や施設に被害が出る恐れのあるもの。	利用者が怪我をする恐れがあるもの（悪質なゴルフ、バイク進入、犬の放し飼い） 人を襲う恐れがあるもの（凶暴な野犬の発見、スズメバチの発生）

◆事故レベル表



地震時の初動マニュアル

1. 対策部の設置

太間サービスセンターに対策本部を設置する。

2. 事務所の体制となる地震観測所一覧表

第1表 事務所の体制となる地震観測所一覧表

	地域名称	震度発表名
気象庁観測所	大阪府北部	大阪市 高槻市 守口市 枚方市 寝屋川市 摂津市 三島郡「島本町」
	京都府南部	八幡市 乙訓郡「大山崎町」

3. 地震等情報の把握と連絡

1) 地震等情報の把握

地震等が発生した場合は、職員は直ちにテレビやラジオ等で地震等の情報を入手する。

また出来得る限り第1表に定める気象庁観測所が震度5弱以上及び大阪湾において津波注意報を発表したとき、地震防災対応が迅速に行なえるように速やかに行動を開始する。

4. 勤務時間外の参集

第2表 職員の勤務時間外の参集について

体制等	体制基準	初動参集職員
警戒体制	第1表に定める気象庁が震度5以上（5弱・5強）を発表したとき、及び大阪湾において津波警報を発表したとき。	緊急出動者
非常体制	第1表に定める気象庁が震度6以上を（6弱以上）発表した場合。	緊急出動者を含む 全職員自動参集

職員は、地震発生直後の震源、震度分布状況等から初動体制の必要性を判断し、自動参集することを基本とする。

但し、防火担当職員（総務課長）は、地震発生直後の震源・震度分状況等を確認し、的確な連絡方法を選定して関係職員に連絡するものとする。

1) 初動参集職員

緊急出動者として指名されたものをいう。

2) 非常体制においては自動参集

職員は大規模地震の発生を知り得た場合、又は体制に関する連絡があったときには自動参集するものとする。

3) 参集場所

公共交通機関が不通であっても、徒歩、自転車、バイク等の方法で最寄りの淀川河川管理センター、各サービスセンター、及び現地管理所に参集する。

5. 初動体制

防災業務は、初期活動が大切である。初期に参集した者は、早い人から日常の業務に関係なく防災業務として、優先度、緊急度の高いものから実施する。

指揮・命令が行われたときはその指示に従うこと。指揮・命令の判断できる人が未参集のときは、参集者間で協議して優先順位、防災業務範囲をすばやく判断して遂行すること。

6. 緊急巡視と臨時点検

第1表に定める気象庁観測所が震度5弱以上を発表したときは施設の点検を実施する。

1) 開園時に地震があった場合は、点検チェックリストに基づいて緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策や閉園措置を行います。

2) 閉園時に地震があった場合は、点検チェックリストに基づいて緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策を行い、利用の安全が確認できた場合は開園します。

3) 点検結果、安全措置、被害状況等を国に報告する。

7. 防災訓練

通信訓練を年1回実施する。

8. 津波対策（津波注意報・警報発令時）

1) 気象庁が大阪府において津波注意報以上を発表したときは、直ちに津波に関する情報を収集して、淀川河川事務所の指示により、園内放送により、避難誘導案内を行い、速やかに堤内地側への避難を促す。また公園の駐車車両の排出等適切な処置を講じる。

2) 津波注意報・警報発令時は閉園（駐車場の閉鎖）とする。

3) 園内放送により公園利用者に対し避難誘導案内を行う地区。

(1) 西中島管理所（西中島地区・十三野草地区）

(2) 海老江管理所（海老江地区・大淀野草地区）

(3) 赤川管理所（長柄河畔地区・長柄地区）

4) 園内放送

園内放送については別紙「津波時における園内放送マニュアル」により行う。

津波時における園内放送マニュアル

1. 淀川河川事務所による「津波情報提供設備」による情報提供内容（参考）

1) 拡声器による放送内容

①提供開始時（提供1）

「こちらは国土交通省淀川河川事務所です。大阪府に津波予報が発令されました。淀川においても津波の恐れがあります。危険ですから河川に近づかないで下さい。」

②津波接近時（提供2）

「こちらは国土交通省淀川河川事務所です。地震により発生した津波が淀川へ接近しています。危険ですからすみやかに河川敷から避難して下さい。」

2) 電光掲示板による提供内容

「津波」と表示

2. 「管理所放送設備、及びハンドマイクによる」情報提供時の対応

1) 前項のいずれかの情報提供があった場合は、公園利用者に対して堤内側に避難するよう公園管理所の放送システムにより指導する。

①放送内容

「淀川河川公園です。大阪府に津波予報（注意報・警報）が発令されました。安全が確認出来るまで、至急堤防上に避難して下さい。」テープで流し続ける。

2) テープ操作終了後

①管理員はハンドマイク・ラジオ・携帯電話を持参して、堤防天端から公園利用者個々へ再度指導する。

「大阪府に津波予報（注意報・警報）が発令されました。安全が確認出来るまで、至急堤防上へ避難して下さい。」「緊急です。車での移動はしないで下さい。」

3) 情報の確認

①管理員は携帯電話により情報の確認を各サービスセンターに行く。ラジオ放送を聞く。

②各サービスセンターは「気象庁のホームページ」「テレビ」「ラジオ」等で情報を確認する。

③太間サービスセンターは「緊急時の連絡体制」で淀川河川事務所に確認、又は指示にしたがう。

4) 安全が確認された後

①各サービスセンターは安全が確認された後は、安全が確認された内容について管理員に連絡する。文書の内容は、メールで確認する。

②管理員は、メールの文書に基づき、利用者に放送を行う。

③広報巡視による巡視を行い。放送を行う。

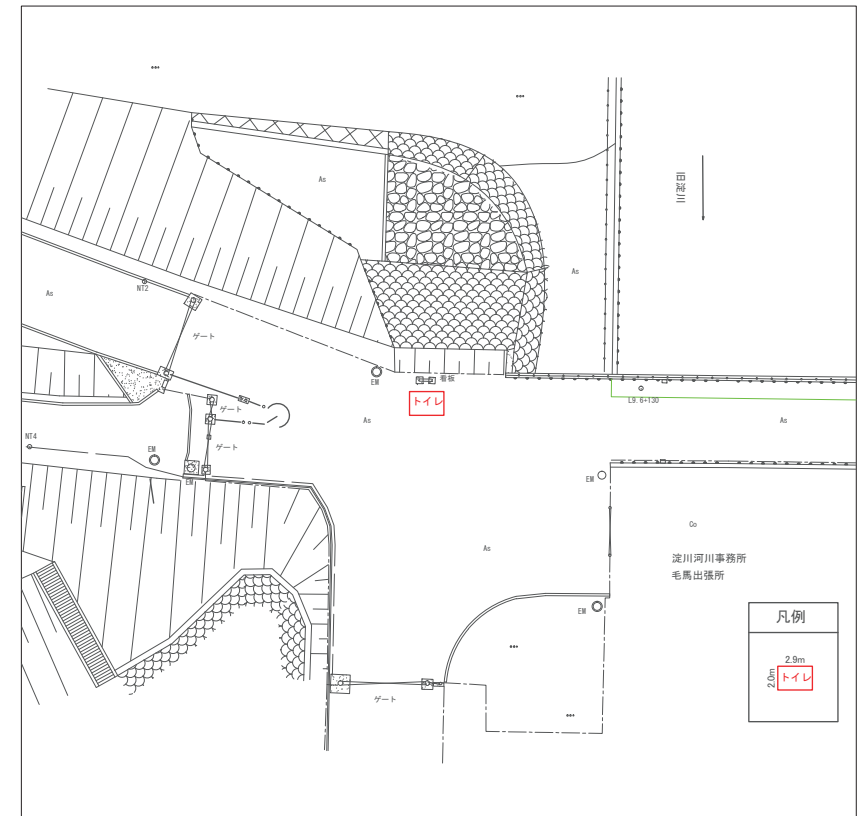
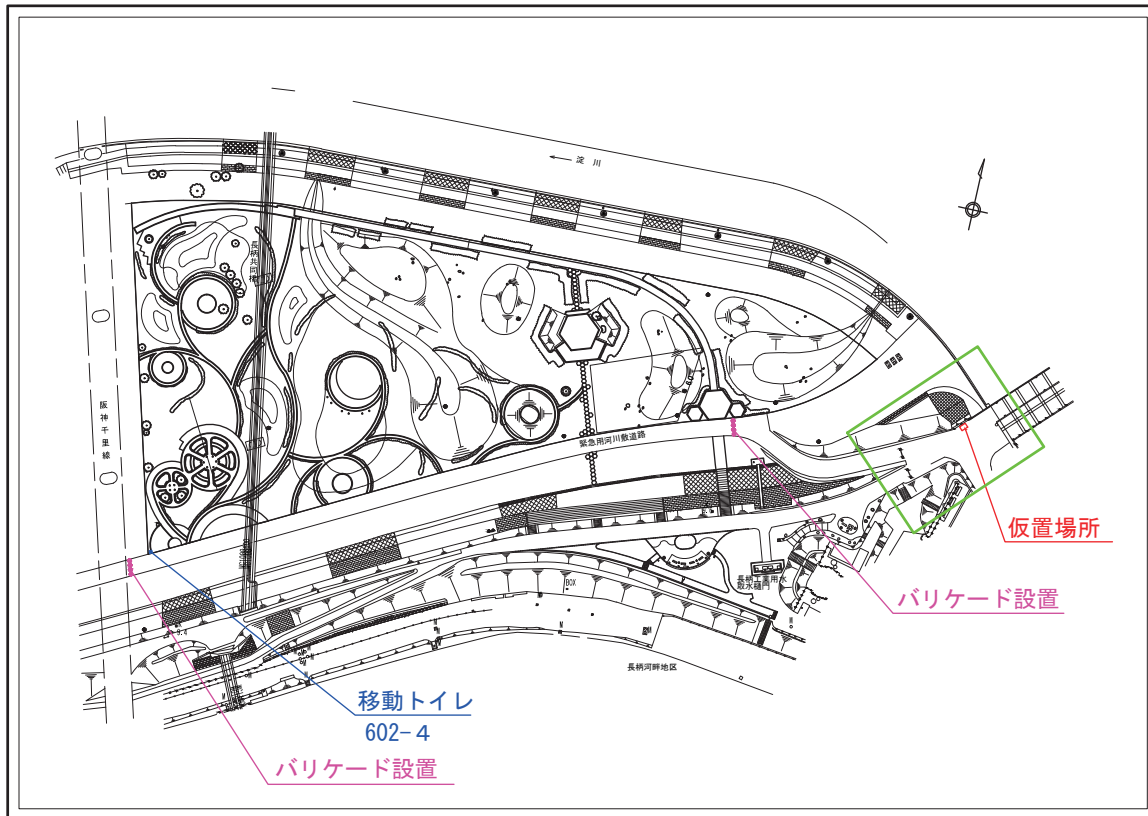
3. その他注意事項

①津波の場合は非常に短時間の場合があるので、安直な判断を行わず率直に利用者の安全確保を第1優先とする。

②連絡体制は緊急時ほど徹底することとする。

施設撤去仮置場所位置図

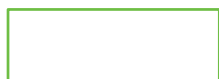
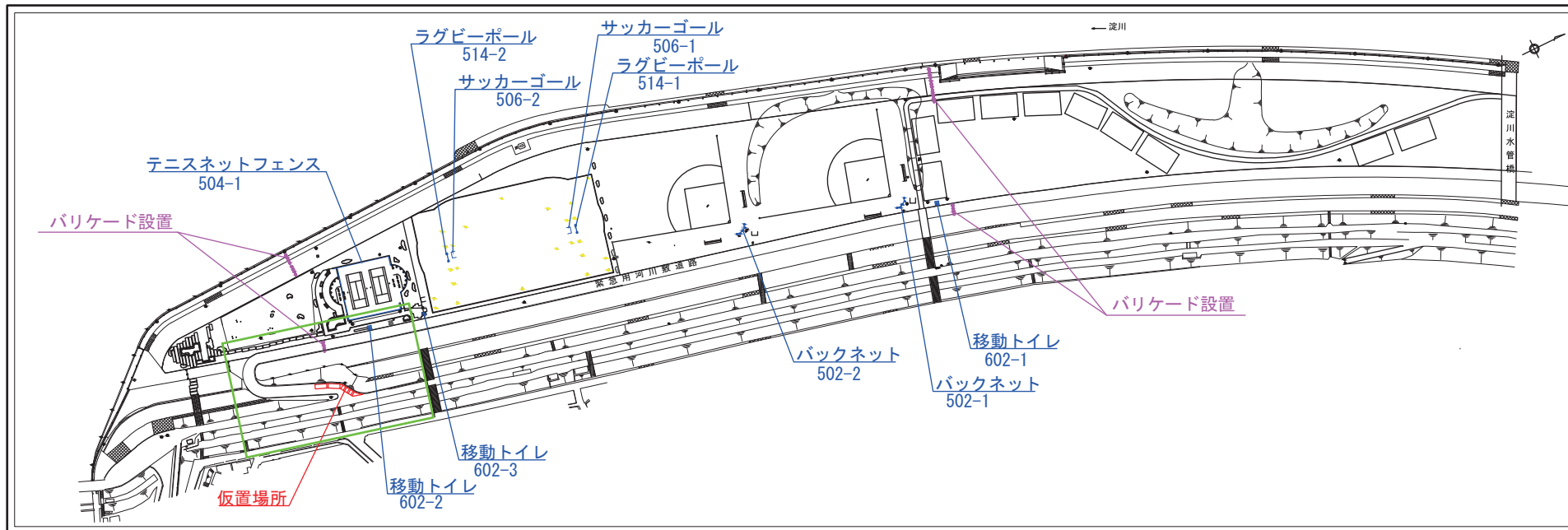
施設撤去仮置場所位置図



拡大平面図範囲

3. 長柄地区

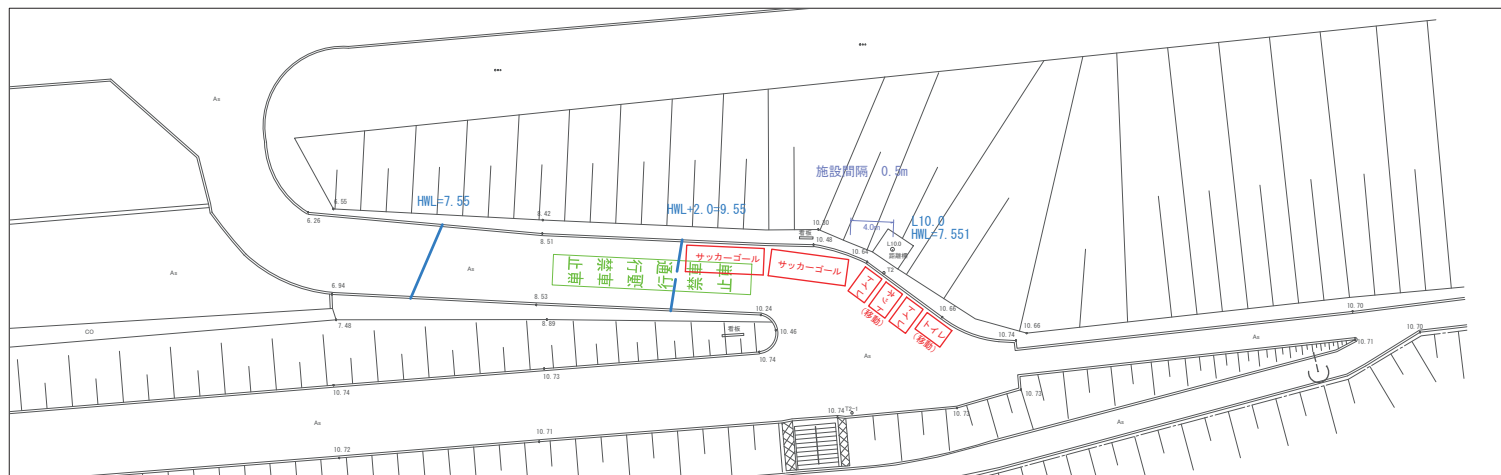
施設撤去仮置場所位置図



拡大平面図範囲

※テニス・防球ネットは、飛散の恐れがあるのでトイレにロープなどで固定できる場所に移動した。

凡例	
2.9m	トイレ
2.0m	
7.6m	サッカーゴール
2.6m	
3.0m	ネット
2.0m	



5. 毛馬地区

施設撤去仮置場所位置図

